

令和6年11月1日現在

(1)産業廃棄物収集運搬業		産業廃棄物の種類															
都道府県	許可番号	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残渣	ゴムくず	金属くず	ガラス・陶器・プラスチック類	雑さ	がれき類	ばいじん
東京都	13-00-070680	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
千葉県	01200070680	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
埼玉県	01101070680	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
神奈川県	01403070680	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
茨城県	00801070680	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
栃木県	00900070680						●	●	●	●		●	●	●		●	
群馬県	01000070680						●	●	●	●		●	●	●		●	
山梨県	01900070680						●	●	●	●		●	●	●		●	
静岡県	02201070680						●	●	●	●			●	●		●	

(2)産業廃棄物処分業		産業廃棄物の種類							
都道府県	許可番号	プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	ゴムくず	金属くず	ガラス・陶器・プラスチック類	がれき類
東京都	13-20-070680	●	●	●	●	●	●	●	●

(3)特別管理産業廃棄物収集運搬業		産業廃棄物の種類											
都道府県	許可番号	廃油	廃酸	廃アルカリ	特定有害産業廃棄物							ばいじん	
					金属等を含む産業廃棄物								
					廃石綿等	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ			
東京都	13-50-070680	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
千葉県	01250070680	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
埼玉県	01150070680	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
神奈川県	01453070680	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
茨城県	00851070680	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
栃木県	00850070680	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

* 産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物の種類の詳細は許可証記載参照

建設業

とび・土木工事業、解体工事業	東京都知事 許可(般-4)第119516号	(有効期間) 2023年3月5日～2028年3月4日
----------------	-----------------------	-------------------------------

宅地建物取引業

宅地建物取引業	東京都知事許可 許可番号(般-4)第119516号	(有効期間) 2023年3月5日～2028年3月4日
---------	------------------------------	-------------------------------

廃棄物再生事業者登録

東京都 登録番号 第305号 (金属くずの再生事業)

古物商

東京都公安委員会 許可番号 第301051705335号	更新なし
------------------------------	------

< 各種 認証他 >

産廃エキスパート(第1種評価基準適合業者)

中間処理業	認定番号 6-22-C0017	(有効期間) 2023年4月1日～2026年3月31日
収集運搬業	認定番号 6-22-A0018	(有効期間) 2023年4月1日～2026年3月31日

エコアクション21

産業廃棄物収集運搬・処分(中間処理業:破砕分・分別・選別)、 鉄・非鉄金属類スクラップの加工処理及び売買、 とび・土工事業、解体工事業	・認証・登録番号 0012613	・認証・登録日 2018年12月19日 ・有効期限 2026年6月29日
---	---------------------	---

ちばSDGsパートナー登録証

ちばSDGsパートナー登録	登録番号350	(登録期間) 2022年3月23日～2025年3月22日
---------------	---------	------------------------------

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都中央区日本橋中洲11番14号103

氏名 株式会社オネスト
代表取締役 矢作 将彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 2年 7月 7日

許可の有効年月日 令和 7年 7月 6日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉄さい、がれき類、ばいじん
（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（水銀含有ばいじん等を含む。）

(以上16種類)

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成 12年 7月 7日 新規許可
令和 2年 7月 7日 更新許可 第4回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

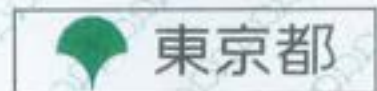
(以下余白)

認定番号:5-19-A0018



産業エキスパート

この許可証には複製の不正防止措置を施してあります。



産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都中央区日本橋中洲11番14号103

氏 名 株式会社 オネスト
代表取締役 矢作 将彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊



許可の年月日 令和3年2月8日

許可の有効年月日 令和8年2月7日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む）、イ 汚泥（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む）、ウ 廃油（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、エ 廃酸（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む）、オ 廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む）、カ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、キ 紙くず、ク 木くず、ケ 繊維くず、コ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、サ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、シ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、ス ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成13年2月8日 新規許可

令和3年2月8日 更新許可

令和3年11月9日 変更許可（6品目の追加）

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都中央区日本橋中洲11番14号103

氏名 株式会社 オネスト

代表取締役 矢作 将彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 3年11月25日

許可の有効年月日 令和 8年 1月25日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

燃え殻(#2)

汚泥(*) (#1) (#2)

廃油 (#1)

廃酸 (#1) (#2)

廃アルカリ (#1) (#2)

廃プラスチック類(*) (#1)

紙くず

木くず

繊維くず

金属くず (#1)

ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*) (#1)

がれき類(*)

ばいじん (#2)

以上13種類

※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石棉含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし

3. 許可の条件

特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成13年 1月26日	指令中環第6-201号	新規許可
平成19年 6月13日	-	変更届(住所)
平成29年 3月24日	-	変更届(代表者)
令和 3年 1月29日	指令産廃第9-1383号	更新許可
令和 3年11月25日	指令産廃第8-70号	変更許可(6種類の追加)

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都中央区日本橋中洲11番14号103

氏名 株式会社オネスト

〔法人にあつては名称及び代表者の氏名〕 代表取締役 矢作 将彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒岩 祐 治

許可の年月日 令和 2年 10月 20日
(初回許可年月日 平成 12年 9月 29日)
許可の有効年月日 令和 7年 9月 28日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

燃え殻（※3）、汚泥（※2※3）、廃油、廃酸（※3）、廃アルカリ（※3）、廃プラスチック類（※1※2）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（※2）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※1※2）、がれき類（※1）、ばいじん

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3：水銀含有ばいじん等を含む。

(注1) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新及び変更の状況

令和 2年10月20日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。



許可番号 00801070680

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都中央区日本橋中洲11番14号103

氏名 株式会社 オネスト

代表取締役 矢作 将彦

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条第1項~~ 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦



許可の年月日 令和 3 年 1 月 1 7 日
 許可の有効年月日 令和 8 年 2 月 2 4 日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

積替え保管を除く：燃え殻(*8)、汚泥(*6)(*8)、廃油(*6)、廃酸(*6)(*8)、廃アルカリ(*6)(*8)、廃プラスチック類(*1)(*4)(*6)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(*1)(*6)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*1)(*4)(*6)、がれき類(*4)、ばいじん(*8) 以上14種類

（※）記載品目については、(*1)自動車等破砕物を除く、(*4)石綿含有産業廃棄物を含む、(*6)水銀使用製品産業廃棄物を含む、(*8)水銀含有ばいじん等を含む

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし。

3. 許可の条件
特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変 更 内 容	許可（届出）年月日	変 更 内 容
平成 28 年 2 月 25 日	新規許可		
平成 29 年 3 月 27 日	変更届（代表者の変更）		
令和 3 年 4 月 5 日	更新許可		
令和 3 年 11 月 17 日	変更許可（品目の追加）		
	以下余白		

5. 積替え許可の有無 ~~有~~・無
 （積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）
 市名 許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都中央区日本橋中洲11番14号103

氏名 株式会社 オネスト
代表取締役 矢作 将彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

栃木県知事

福田 富



許可の年月日

令和 3(2021)年 1月26日

許可の有効年月日

令和 8(2026)年 1月25日

1. 事業の範囲

(1) 営業の種別

収集・運搬(積替えを除く。)

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨)

① 積替えを除くもの。

- ・廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む)
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・ゴムくず
- ・金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)
- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む)
- ・がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可 平成28(2016)年 1月26日

変更届 平成29(2017)年 3月24日

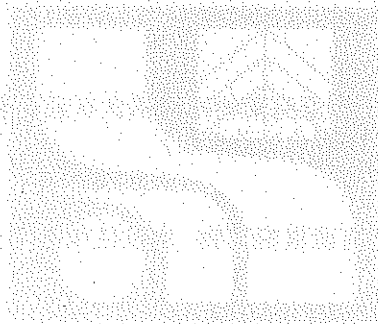
更新許可 令和 3(2021)年 1月26日

代表者の変更による届出

5. 積替え許可の有無

有(無)

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有(無)



産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都中央区日本橋中洲11番14号103

氏 名 株式会社オネスト

代表取締役 矢作将彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年月日 令和 3年 1月 4日

許可の有効期限 令和 8年 1月 3日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤ゴムくず、⑥金属くず、

⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑧がれき類（以上8種類）

※①については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑥については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑦については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑧については、石綿含有産業廃棄物を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成28年 1月 4日 新規許可

令和 3年 1月 4日 更新許可

4 積替え許可の有無

有・無

5 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有・無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都中央区日本橋中洲11番14号103

氏 名 株式会社オネスト

(法人にあっては名称
及び代表者の氏名) 代表取締役 矢作 将彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

山梨県知事 長崎 幸太郎



許可の年月日 令和 3 年 3 月 31 日

許可の有効年月日 令和 8 年 3 月 30 日

1 事業の範囲

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上 8 種類 ※ただし、石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を含まない。 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
積替え保管の有無	無し

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

無し

3 許可の条件

無し

4 許可の更新・変更の状況

平成28年 3月31日	新規許可
令和 3年 3月31日	許可の更新

5 積替え許可の有無

有 (無)

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 (無)



産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都中央区日本橋中洲11番14号103

氏 名 株式会社 オネスト

代表取締役 矢作 将彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 川勝 平太



許 可 の 年 月 日 令和 2年10月16日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 7年10月15日

1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を除く）
産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（石綿含有廃棄物を含む。）、金属くず、ガラスくず・
コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有廃棄物を含む。）、がれき類
（石綿含有廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず
以上 7品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え
又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 2年10月16日 新規許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都中央区日本橋中洲11番14号103

氏名 株式会社オネスト
代表取締役 矢作 将彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 4年 5月11日

許可の有効年月日 令和 9年 5月10日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：中間処理

(2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類

破砕	： 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	(以上8種類)
圧縮梱包	： 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず	(以上4種類)

2 事業の用に供する施設

施設所在地：江東区新木場四丁目3番26号、27号（詳細は裏面参照）

3 許可の条件

- (1) 破砕機の運転時間は、原則として8時から17時までとすること。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 19年 5月 11日 新規許可
令和 4年 5月 11日 更新許可 第3回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



産廃エキスパート

都認定番号：5-19-C0017



東京都

(裏面)

許可番号 第13-20-070680号

2 事業の用に供する施設

施設所在地：江東区新木場四丁目3番26号、27号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 碎	ゴムくず	10.4(t/日)	4.0(t/日)	令和4年3月4日		
	金属くず	33.6(t/日)				
	ガラスくず・コンク リートくず及び陶 磁器くず	4.0(t/日)				
	がれき類	4.0(t/日)				
圧縮梱包	廃プラスチック類	168(t/日)	182(t/日)	令和3年5月5日		
	紙くず	187(t/日)				
	木くず	290(t/日)				
	繊維くず	204(t/日)				
破 碎	廃プラスチック類	3.0(t/日)	4.2(t/日)	平成30年2月17日		
	紙くず	4.2(t/日)				
	木くず	4.8(t/日)				
	繊維くず	4.7(t/日)				

(以下余白)

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都中央区日本橋中洲11番14号103

氏 名 株式会社オネスト
代表取締役 矢作 将彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 2年 9月12日

許可の有効年月日 令和 7年 9月11日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

- ① 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）
- ② 廃酸（pH2.0以下のもの）
- ③ 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）
- ④ 特定有害産業廃棄物
ア、 廃石綿等
イ、 金属等を含む廃棄物（裏面別表のとおり）

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

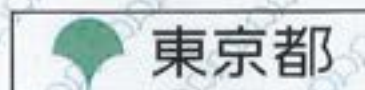
4 許可の更新・変更の状況

平成 17年 9月 12日 新規許可
令和 2年 9月 12日 更新許可 第3回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

許可番号

第13-50-070680号

別表 産業廃棄物の種類：金属等を含む廃棄物

有害物質名	限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機リン化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・二・ジクロロエチレン	シスト一・二・ジクロロエチレン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・一・トリクロロエタン	一・三・ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四・ジオキサン	ダイオキシン類
燃え殻				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
汚泥		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃油		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃酸		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃アルカリ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
銻さい		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ばいじん		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
指定下水汚泥		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

[備考] ・表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

(以下余白)

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都中央区日本橋中洲11番14号103

氏名 株式会社 オネスト
代表取締役 矢作 将彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和6年4月24日

許可の有効年月日 令和11年4月23日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、
イ 廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、
ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、
エ 廃石綿等、オ 特定有害産業廃棄物（ばいじん、燃え殻、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリに限る。含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

令和6年4月24日 新規許可

4. 積替え許可の有無 有・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(以下余白)

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可証別紙1

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

廃棄物名 有害物質	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	—	○	○	○	○	○	○
カドミウム又はその化合物	—	○	○	○	○	○	○
鉛又はその化合物	—	○	○	○	○	○	○
有機燐化合物	—	○	○	○	○	○	○
六価クロム化合物	—	○	○	○	○	○	○
砒素又はその化合物	—	○	○	○	○	○	○
7価マンガン化合物	—	○	○	○	○	○	○
PCB	—	—	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
ジクロロメタン	—	—	—	○	○	○	○
四塩化炭素	—	—	—	○	○	○	○
1,2-ジクロロエタン	—	—	—	○	○	○	○
1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	○	○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン	—	—	—	○	○	○	○
1,3-ジクロロプロパン	—	—	—	○	○	○	○
チウラム	—	—	—	—	○	○	○
シマジン	—	—	—	—	○	○	○
チオベンカルブ	—	—	—	—	○	○	○
ベンゼン	—	—	—	○	○	○	○
セレン又はその化合物	—	○	○	○	○	○	○
ダイオキシン類	—	○	○	○	○	○	○
1,4-ジオキサリン	—	○	○	○	○	○	○

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都中央区日本橋中洲11番14号103

氏名 株式会社オネスト

代表取締役 矢作 将彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 6年 5月24日

許可の有効年月日 令和11年 5月23日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）
- (2) 取り扱える特別管理産業廃棄物の種類
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
廃酸（pH2.0以下のものに限る。）
廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）
廃石棉等
ばいじん（※）
燃え殻（※）
廃油（※）
汚泥（※）
廃酸（※）
廃アルカリ（※）
以上10種類

※（※）の品目については、特定有害産業廃棄物に限り、含まれる有害物質については裏面のとおりとし、当該廃棄物を処分するために処理したものを含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3. 許可の条件
特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
令和 6年 5月24日	指令産廃第10-41号	新規許可
	以下余白	

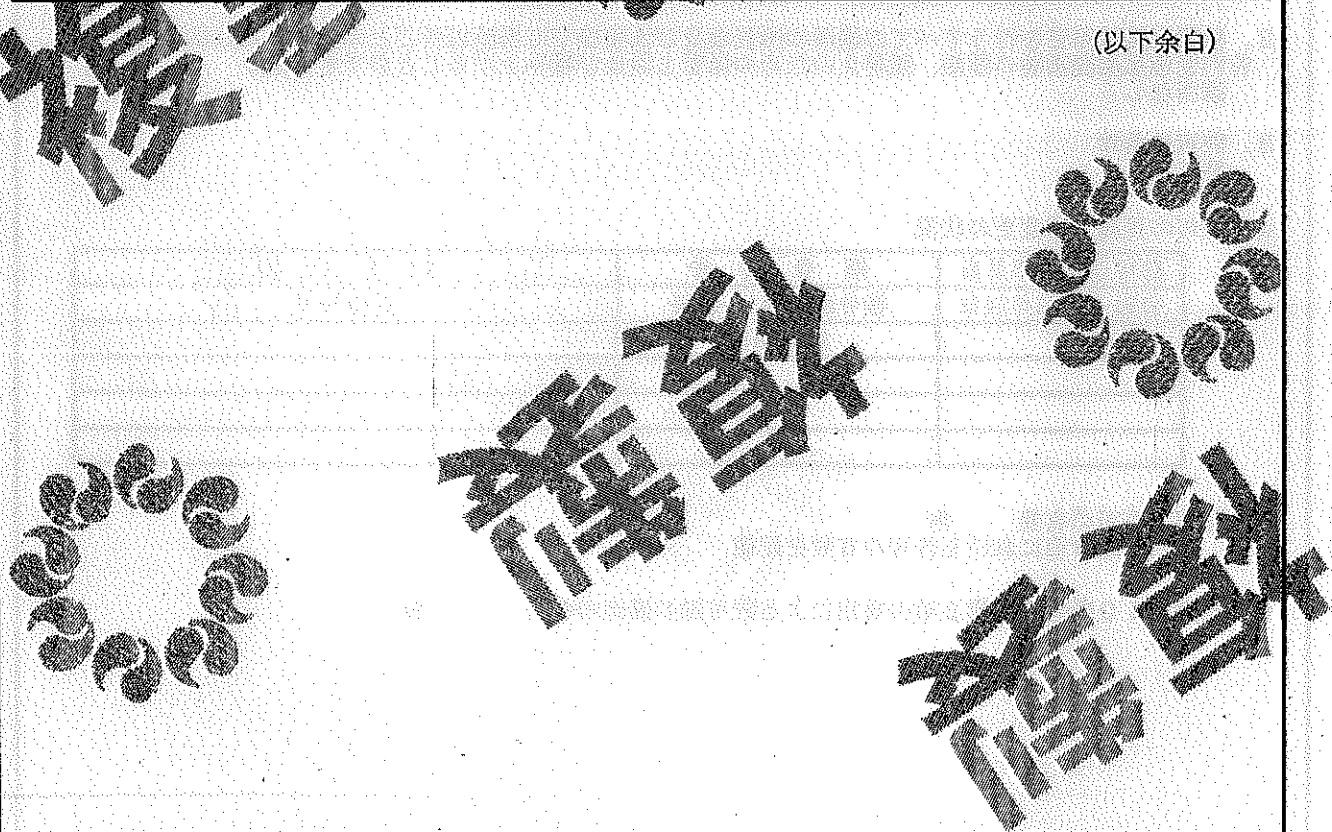
5. 積替え許可の有無 無
※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

特定有害産業廃棄物の種類
 特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。(表中の「○」は取り扱うことができるもの、「●」は積替え保管できるもの、「●」は取り扱えないものを示す。)

有害物質	廃棄物名	指定下水汚泥	銻さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	—	—	○	○	○	○	○	○	○
カドミウム又はその化合物	—	—	○	○	○	○	○	○	○
鉛又はその化合物	—	—	○	○	○	○	○	○	○
有機磷化合物	—	—	○	○	○	○	○	○	○
六価クロム化合物	—	—	○	○	○	○	○	○	○
砒素又はその化合物	—	—	○	○	○	○	○	○	○
シアン化合物	—	—	○	○	○	○	○	○	○
ポリ塩化ビフェニル	—	—	○	○	○	○	○	○	○
トリクロロエチレン	—	—	○	○	○	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	—	—	○	○	○	○	○	○	○
ジクロロメタン	—	—	○	○	○	○	○	○	○
四塩化炭素	—	—	○	○	○	○	○	○	○
1,2-ジクロロエタン	—	—	○	○	○	○	○	○	○
1,1-ジクロロエチレン	—	—	○	○	○	○	○	○	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	○	○	○	○	○	○	○
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	○	○	○	○	○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン	—	—	○	○	○	○	○	○	○
1,3-ジクロロプロペン	—	—	○	○	○	○	○	○	○
チウラム	—	—	○	○	○	○	○	○	○
シマジン	—	—	○	○	○	○	○	○	○
チオベンカルブ	—	—	○	○	○	○	○	○	○
ベンゼン	—	—	○	○	○	○	○	○	○
セレン又はその化合物	—	—	○	○	○	○	○	○	○
1,4-ジオキサン	—	—	○	○	○	○	○	○	○
ダイオキシン類	—	—	○	○	○	○	○	○	○

(以下余白)



特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都中央区日本橋中洲11番14号103

氏名 株式会社オネスト

〔法人にあっては名称
及び代表者の氏名〕 代表取締役 矢作 将彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒岩 祐治

許可の年月日 令和 2年 12月 9日
(初回許可年月日 平成 17年 9月 5日)
許可の有効年月日 令和 7年 9月 4日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集運搬 (積替・保管を除く。)

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)、廃酸 (pH2.0以下のものに限る。)、廃アルカリ (pH12.5以上のものに限る。)

特定有害産業廃棄物

廃石綿等

金属等を含む特定有害産業廃棄物 (別表のとおり。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新及び変更の状況

令和 2年12月 9日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

別 表

金属等を含む特定有害産業廃棄物

積替保管を含まないものの別表

産廃物の種類 金属等の名称	鉍 さい	ばい じん	燃 え 殻	磨 油	汚 泥	廃 酸	廃 アル カリ
水銀又はその化合物	—	○	△	△	○	○	○
カドミウム又はその化合物	—	○	○	△	○	○	○
鉛又はその化合物	—	○	○	△	○	○	○
有機リン化合物	△	△	△	△	○	○	○
六価クロム化合物	—	○	○	△	○	○	○
砒素又はその化合物	—	○	○	△	○	○	○
シアン化合物	△	△	△	△	○	○	○
ポリ塩化ビフェニル	△	△	△	△	—	—	—
トリクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○
ジクロロメタン	△	△	△	○	○	○	○
四塩化炭素	△	△	△	○	○	○	○
1・2-ジクロロエタン	△	△	△	○	○	○	○
1・1-ジクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○
シス-1・2-ジクロロエチレン	△	△	△	○	○	○	○
1・1・1-トリクロロエタン	△	△	△	○	○	○	○
1・1・2-トリクロロエタン	△	△	△	○	○	○	○
1・3-ジクロロプロペン	△	△	△	○	○	○	○
チウラム	△	△	△	△	○	○	○
シマジン	△	△	△	△	○	○	○
チオベンカルブ	△	△	△	△	○	○	○
ベンゼン	△	△	△	○	○	○	○
セレン又はその化合物	—	○	○	△	○	○	○
1・4-ジオキサン	△	○	△	○	○	○	○
ダイオキシン類	△	○	○	△	○	○	○

備考：「○」は、取り扱うことのできるものを、「—」は、取り扱うことのできないものを示す。



様式第十三号（第十条の十四関係）

15147

許可番号 00851070680

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都中央区日本橋中洲11番14号103

氏名 株式会社 オネスト

代表取締役 矢作 将彦

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の5第1項~~ ^{第14条の4第1項} の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦



許可の年月日 令和6年6月27日

許可の有効年月日 令和11年6月26日

1. 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

積替え保管を除く：廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類、又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃酸（pH2.0以下のもの、又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの、又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃石棉等、ばいじん（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、燃え殻（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、汚泥（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上7種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし。

3. 許可の条件
特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変更内容	許可（届出）年月日	変更内容
令和6年6月27日	新規許可		
	以下余白		

5. 積替え許可の有無 ~~有~~・無
(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

別記 1

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

廃棄物名 有害物質	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	—	○	○	○	○	○	○
カドミウム又はその化合物	—	○	○	○	○	○	○
鉛又はその化合物	—	○	○	○	○	○	○
有機燐化合物	○	○	○	○	○	○	○
六価クロム化合物	—	○	○	○	○	○	○
砒素又はその化合物	—	○	○	○	○	○	○
シアン化合物	○	○	○	○	○	○	○
トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○
ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○
四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○
1, 2-ジクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○
1, 1-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○
1, 1, 1-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○
1, 1, 2-トリクロロエタン	○	○	○	○	○	○	○
1, 3-ジクロロプロペン	○	○	○	○	○	○	○
チウラム	○	○	○	○	○	○	○
シマジン	○	○	○	○	○	○	○
チオベンカルブ	○	○	○	○	○	○	○
ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○
セレン又はその化合物	—	○	○	○	○	○	○
ダイキシン類	○	○	○	○	○	○	○
1, 4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○

許可番号 00950070680

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都中央区日本橋中洲11番14号103

氏名 株式会社オネスト
代表取締役 矢作 将彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

栃木県知事 福田 富



許可の年月日 令和6(2024)年4月11日

許可の有効年月日 令和11(2029)年4月10日

1. 事業の範囲
 - (1) 事業の区分 収集・運搬（積替えを除く。）
 - (2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

種類	条件等
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）	—
廃酸（pH2.0以下のもの）	—
廃アルカリ（pH12.5以上のもの）	—
廃石棉等	—

区分	有害物質の種類等（—取扱不可：●取扱可能）																								
	水銀	カドミウム	鉛	有機燐	六価クロム	砒素	シアン	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	I-Iジクロロエタン	I-IIジクロロエチレン	シスI-IIジクロロエチレン	I-Iトリクロロエタン	I-IIトリクロロエタン	I-IIIジクロロプロパン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	I-IVジオキサン	ダイオキシン類
取り扱う特別管理産業廃棄物																									
ばいじん	●	●	●	—	●	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	●	●
燃え殻	—	●	●	—	●	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	—	●
廃油	—	—	—	—	—	—	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	—	—	●	—	●	—
汚泥	●	●	●	●	●	●	●	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
廃酸	●	●	●	●	●	●	●	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
廃アルカリ	●	●	●	●	●	●	●	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

2. 積替・保管施設 なし
3. 許可の条件 なし

4. 許可の更新又は変更の状況
新規許可 令和6(2024)年4月11日

5. 積替え許可の有無（県内の政令市における許可） 有 ・ (無)

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ (無)



4都市建字第1390号
令和 5年 3月29日

〒136-0082
東京都江東区
新木場4-3-26

(株) オネスト

矢作 将彦 様

東京都知事 小池百合子



一般建設業の許可について (通知)

令和 5年 2月 27日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので
通知します。

記

許 可 番 号	東京都知事 許可(般-4) 第 119516 号
許可の有効期間	令和 5年 3月 5日から 令和10年 3月 4日まで
建設業の種類	
とび・土工事業	解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和10年 2月 3日
(裏面の注意事項をお読みください。)



宅地建物取引業者免許証

商号又は名称 株式会社 オネスト

代表者氏名 矢作 将彦

主たる事務所 東京都中央区日本橋中洲11-14-103

免許証番号 東京都知事(2)第101929号

有効期間 令和5年4月21日から令和10年4月20日まで

宅地建物取引業法第3条第1項の規定により、宅地建物
取引業者の免許を与えたことを証する。

令和5年4月20日

東京都知事

小池百合子





(施行規則第十六条の四関係)

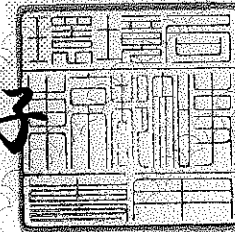
廃棄物再生事業者登録証明書

下記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定により、
廃棄物再生事業者として登録されていることを証します。

平成29年6月7日

東京都知事

小池百合子



1 住所及び氏名

住所 東京都中央区日本橋中洲1-1番14号103
氏名 株式会社オネスト 代表取締役 矢作 将彦

2 事業場の名称及び所在地

名称 株式会社オネスト新木場リサイクル工場
所在地 東京都江東区新木場四丁目3番26号

3 廃棄物の再生に係る事業の内容

金属くずの再生事業

4 登録の年月日及び登録番号

登録年月日 平成20年8月20日
登録番号 第305号



東京都

第 301051705335号

交 付 平成29年 5 月 11日

東京都
公安委員会
印

東京都公安委員会

氏名又は名称	株式会社オネスト	年 月 日生
住居又は居所	東京都港区日橋中洲11番4号103	
代表者の氏名	矢作 将彦	
代表者の住所	東京都江戸川区松江丁目5番4号	
行 商	閉 鎖 公 司	し ない

古物商許可証

優良事業者認定証

産廃 エキスパート

株式会社 オネスト

代表取締役 矢作 将彦

東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度実施要綱第8条第1項の規定に基づき、下記の評価基準に適合した産業廃棄物処理業者であることを認定する。

所在地：東京都中央区日本橋中洲11番14号103

認定：第1種評価基準適合業者

業の区分：中間処理業

認定番号：6-22-C0017

有効期間：2023年4月1日から2026年3月31日まで



東京都指定第三者評価機関
公益財団法人 東京都環境公社
東京都墨田区江東橋四丁目26番5号
理事長 高崎 秀



優良事業者認定証

産廃 エキスパート

株式会社 オネスト

代表取締役 矢作 将彦

東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度実施要綱第8条第1項の規定に基づき、下記の評価基準に適合した産業廃棄物処理業者であることを認定する。

所在地：東京都中央区日本橋中洲11番14号103

認定：第1種評価基準適合業者

業の区分：収集運搬業（積替え保管を除く）

認定番号：6-22-A0018

有効期間：2023年4月1日から2026年3月31日まで



東京都指定第三者評価機関
公益財団法人 東京都環境公
東京都墨田区江東橋四丁目26番5
理事長 高 崎 秀





④環境省

エコアクション21



認証・登録証

認証・登録番号 0012613

認証・登録事業者 株式会社オネスト

東京都江東区新木場 4-3-26

事業活動 産業廃棄物収集運搬業・中間処理業、鉄・非鉄金属類スクラップの加工処理及び売買、とび・土工事業、解体工事業

対象事業所 新木場リサイクル工場、新木場スクラップヤード

認証・登録日 2018年12月19日

更新・登録日 2024年6月30日

有効期限 2026年6月29日

上記事業者は「エコアクション21ガイドライン2017年版」(環境省)の
要求事項に適合していることを証します。

一般財団法人 持続性推進機構

理事長

森本英



ちばSDGsパートナー登録証



チーバくん

株式会社オネスト 様

ちばSDGsパートナーとして登録し、ここに証します。

登録番号: 350

登録期間: 令和4年3月23日～令和7年3月22日

令和4年3月23日



千葉県知事 熊谷 俊人

